

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊都城駐屯地
第 3 7 3 会計隊長 池田 創平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6HFS1UJ00540		6SWH1A73067 0001								
品名 または 件名										
本部隊舎窓ガラス清掃										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
都城駐屯地				管理科営繕班						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
川崎技官（３１９）				令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第 3 7 3 会計隊契約班及び西部方面会計隊ホームページに掲載する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月21日（金）11時00分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」で D 等級以上に格付けされている者であること。

(2) 公告の掲示場所

陸上自衛隊都城駐屯地、陸上自衛隊えびの駐屯地、陸上自衛隊国分駐屯地、都城商工会議所及び西部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

(3) 落札決定方法

総額決定（当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。）

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不鮮明なもの
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- オ 入札書を受領していない者の入札

(6) 契約書等作成

契約者は決定後、遅滞なく契約金額により契約書を作成する。

(7) その他

- ア 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
- イ 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- ウ 郵送による入札は認めるが令和8年8月20日（木）17時までに必着するように郵送すること。（電話・電報及びFAXは認めない。）
- エ 入札書については、都城駐屯地会計隊契約班にて配布する。なお、受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- オ 市場調査価格（積算内訳を含む）を令和8年8月17日（月）までに提出すること。（任意ではありますが、ご協力願います。）
- カ 入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- キ 入札日当日会計隊入札室の入室時間については、10時50分からとする。

(8) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊 契約班 担当：梅ヶ谷
TEL(0986)23-3944（内線347）
FAX(0986)23-0832
メールアドレス：373fin-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

(8) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 管理科営繕班 担当：川崎（内線319）

本部隊舎窓ガラス清掃

件名	本部隊舎窓ガラス清掃				図番	面号	1/10
図名	表紙				縮尺		-
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	係		
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊					R 8 . 6 .		

仕 様 書	都 城 駐 屯 地 業 務 隊
	作 成 年 月 日 : 令 和 8 年 6 月 日

1 件 名 : 本部隊舎窓ガラス清掃

2 場 所 : 宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊 都城駐屯地

3 概 要 : 本部隊舎外側全面の窓ガラス清掃

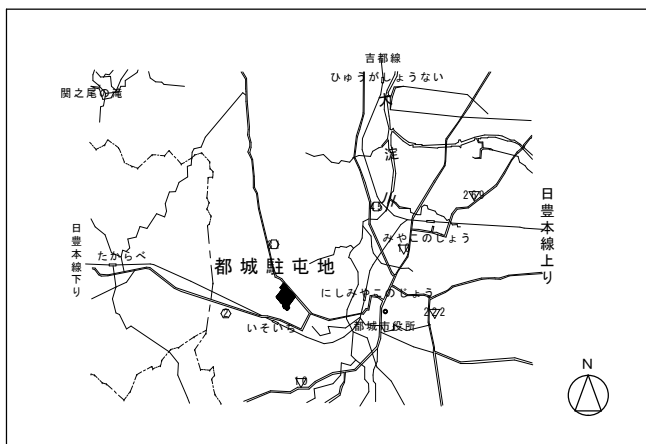
(1) 事務所等窓 (W4,680×H1,455mm)	86箇所
(2) 更衣室等窓 (W4,680×H1,255mm)	15箇所
(3) 事務所等窓 (W4,470×H1,455mm)	18箇所
(4) 更衣室等窓 (W4,470×H1,255mm)	4箇所
(5) 事務所等窓 (W1,800×H1,455mm)	38箇所
(6) 更衣室等窓 (W1,800×H1,255mm)	14箇所
(7) 洗濯室等窓 (W1,800×H1,200mm)	3箇所
(8) 便 所 等 窓 (W1,400×H1,200mm)	4箇所
(9) 便 所 等 窓 (W3,670×H1,200mm)	6箇所
(10) 階段室等窓 (W1,900×H1,200mm)	7箇所
(11) ホール等窓 (W4,680×H1,660mm)	7箇所
(12) 廊 下 等 窓 (W2,590×H1,400mm)	16箇所
(13) EVホール窓 (W2,150×H1,460mm)	8箇所
(14) シャワー室窓 (W600×H1,200mm)	6箇所
(15) 娯楽室等窓 (W4,680×H1,255mm)	5箇所
(16) 上記の窓枠等	一式

4 一般事項

(1) 本清掃は、本仕様書及び「建築保全業務共通仕様書 現行版」に基づき実施する。
(2) 本清掃実施に際して、疑問等が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従うものとする。
(3) 本清掃実施に際して、施設等を汚破損した場合は、すみやかに原形に復旧するものとする。
(4) 本清掃実施に際して、本仕様書に明記なき事項についても施工上当然すべき事項は実施するものとする。
(5) 本清掃は高所における清掃作業であり危険を伴うので、作業現場の現場代理人が責任者となり、関係諸法規に従って安全管理に留意し事故防止に努める。万一事故が生じた場合は、監督官側は一切責任を負わないものとする。
(6) 本清掃の写真は、中和洗剤、水（ポリタンク等）、清掃前・清掃中・清掃後について撮影し、1部（A4カラー）監督官に提出する。

5 特記事項

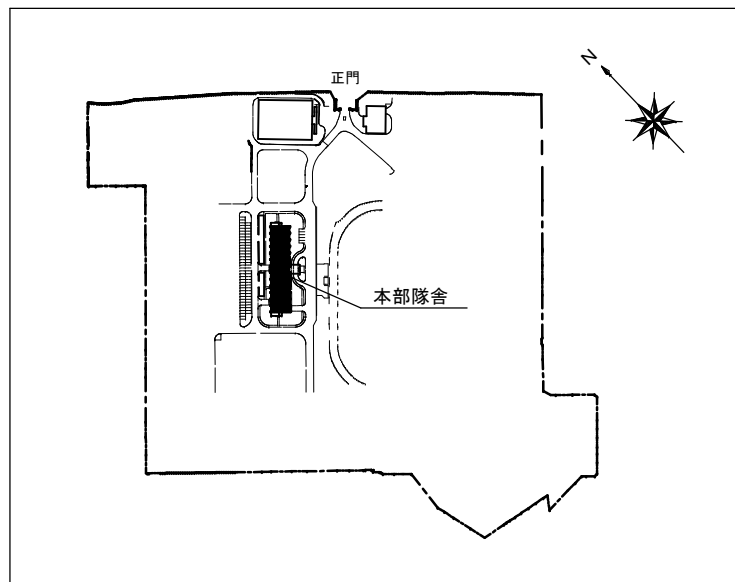
(1) 窓ガラスの清掃は、中性洗剤で汚れを除去し、スクレーパー等で磨き仕上げを行うこと。
(2) サッシ及び窓枠は、外側の建具表面及び溝の除塵を行い清拭仕上げとする。
(3) 清掃に必要な電気・水道は請負者側で準備する。
(4) 窓ガラスの清掃は、外部からのみの清掃を基準とし、実施するものとする。
(高所作業車、ブランコ作業、ロープ作業等とする。)



【案内図】



【本部隊舎東側立面図】



【配置図】



【本部隊舎西側立面図】

件名	本部隊舎窓ガラス清掃	図面番号	3/10
図名	案内図・配置図・本部隊舎立面図	縮尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		R 8. 6 .	

符 号	① AW	①A AW	② AW	③ AW	③A AW	④ AW	④A AW	
位 置	南面 事務所他		北面 事務所他		北面 更衣室他		南北面 倉庫	
形状・寸法								
数 量	1 : 52、1A : 8		15		3 : 13、3A : 2		4 : 8、4A : 3	
符 号	⑤ AW		⑥ AW		⑦ AW		⑧ AW	
位 置	南面 事務所他		北面 事務所他		北面 更衣室他		南面 事務所他	
形状・寸法								
数 量	13		5		7 : 3、7A : 1		4	
符 号	⑨ AW		⑩ AW		⑪ AW		⑫ AW	
位 置	北面 居室		北面 更衣室		南面 更衣室		南、北面 倉庫	
形状・寸法								
数 量	2		4		2		14	

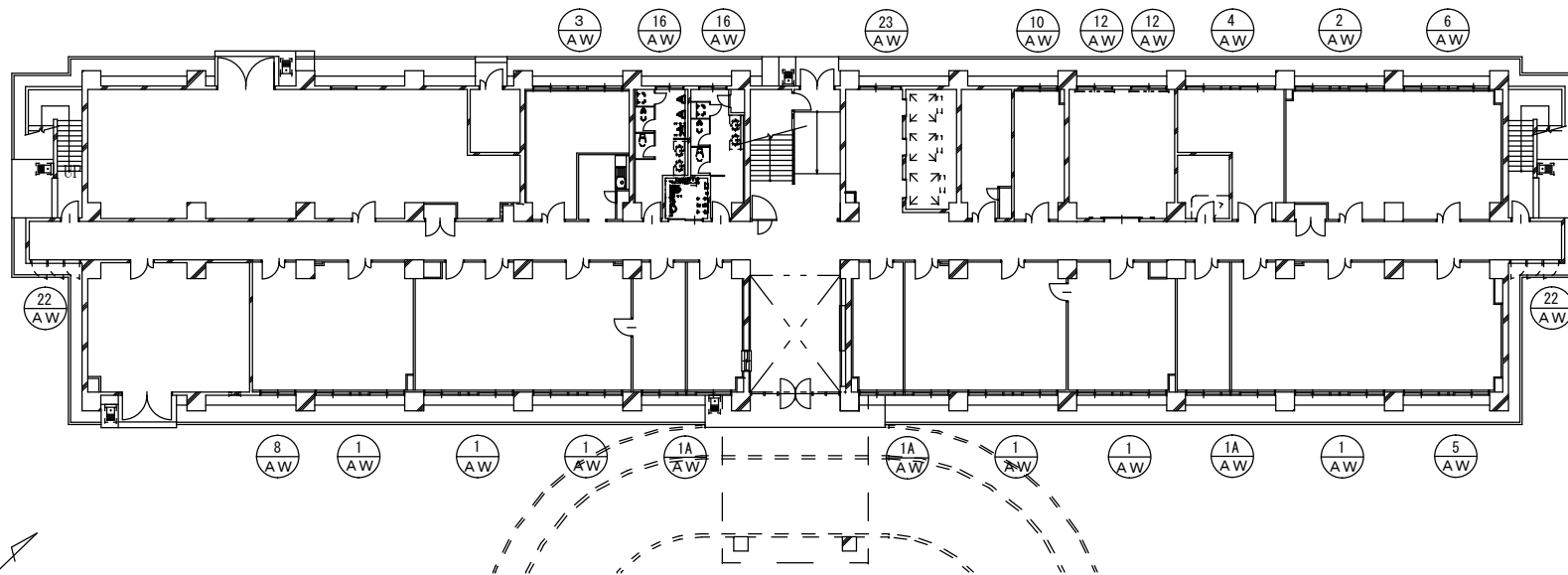
件 名	本部隊舎窓ガラス清掃	図面番号	4/10
図 名	窓サイズ表	縮 尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		R 8 . 6 .	

符 号	⑬ A/V	⑭ A/V	⑮ A/V	⑯ A/V ・ ⑰A A/V	
位 置	南, 北側 倉庫	北面 3 F ~ 8 F 乾燥室	北面 4 F, 6 F 洗濯室	北面 1 F, 2 F 男子, 女子便所	
形 状 ・ 寸 法					
数 量	11	6	2	16 : 2、16A : 2	
符 号	⑰ A/V	⑱ A/V	⑲ A/V		
位 置	北面 3 F ~ 8 F 男子便所	北面 2 F ~ 8 F 階段室	北面 R F 階段室		
形 状 ・ 寸 法					
数 量	6	7	0		
符 号	⑳ A/V		㉑ A/V		
位 置	南面 2 F ホール吹抜け		南面 3 F ~ 8 F ホール		
形 状 ・ 寸 法					
数 量	1		6		

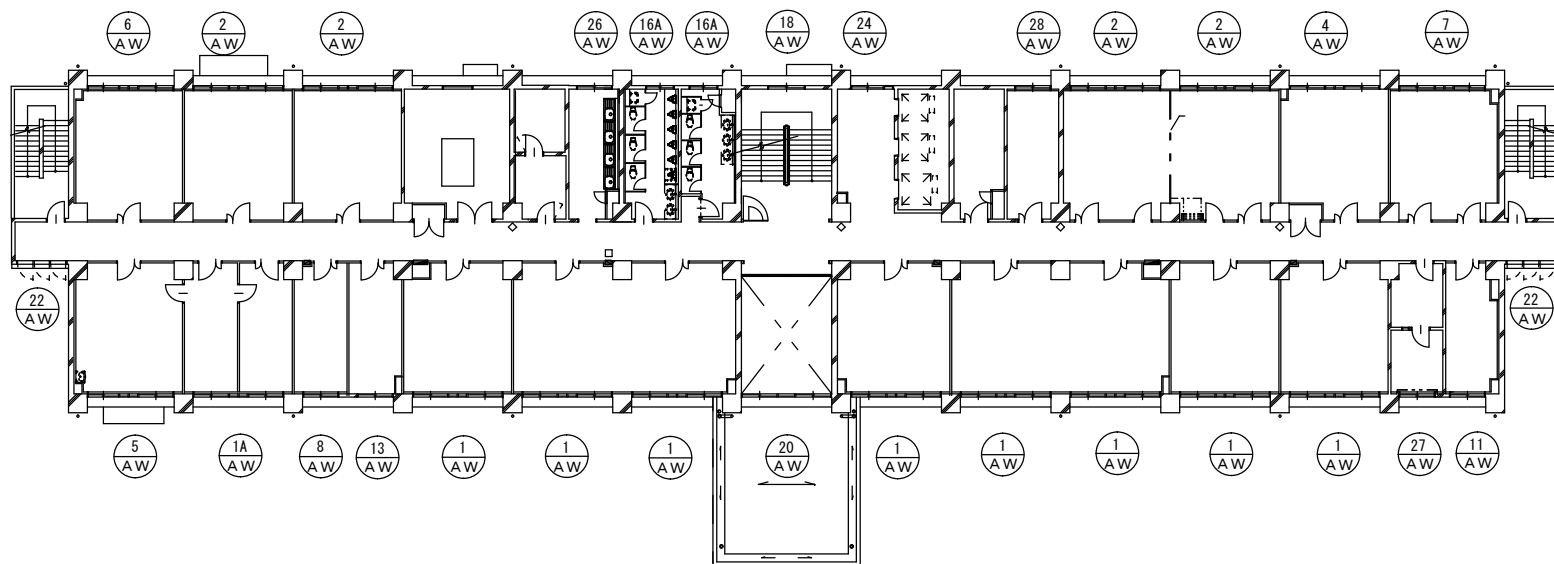
件 名	本部隊舎窓ガラス清掃	図面番号	5/10
図 名	窓サイズ表	縮 尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		R 8 . 6 .	

符 号	22 AW	23 AW	24 AW	25 AW	
位 置	南面 1 F ~ 8 F 廊下(妻側)	北面 1, 3 F ~ 8 F EVホール	北面 2 F EVホール	北側 3 F ~ 8 F シャワー室	
形状・寸法					
数 量	16	7	1	6	
符 号	26 AW	27 AW	28 AW		
位 置	北面 2 F 給湯室	南面 2 F 事務所 3, 5, 7, 8 F 倉庫	北面 2 F 倉庫		
形状・寸法					
数 量	1	8	1		
符 号	29 AW		30 AW		
位 置	南面 5, 7, 8 F 自習室 娯楽室		北面 4, 6 F 娯楽室調理室		
形状・寸法					
数 量	3		2		

件 名	本部隊舎窓ガラス清掃	図面番号	6/10
図 名	窓サイズ表	縮 尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		R 8 . 6 .	

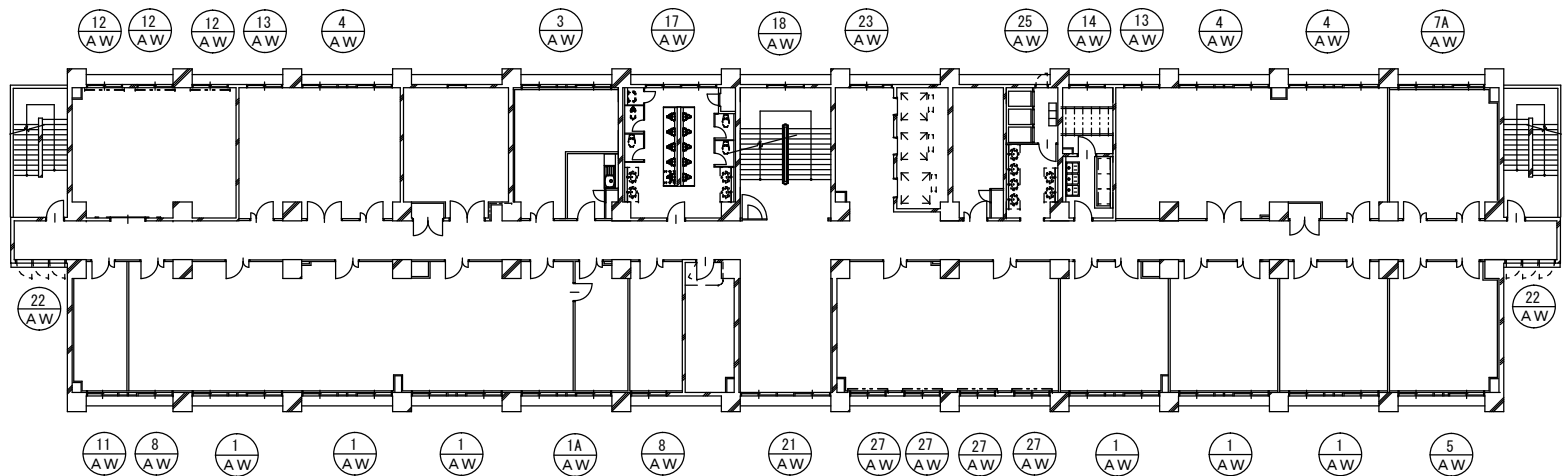


【 1 階 平 面 図 】

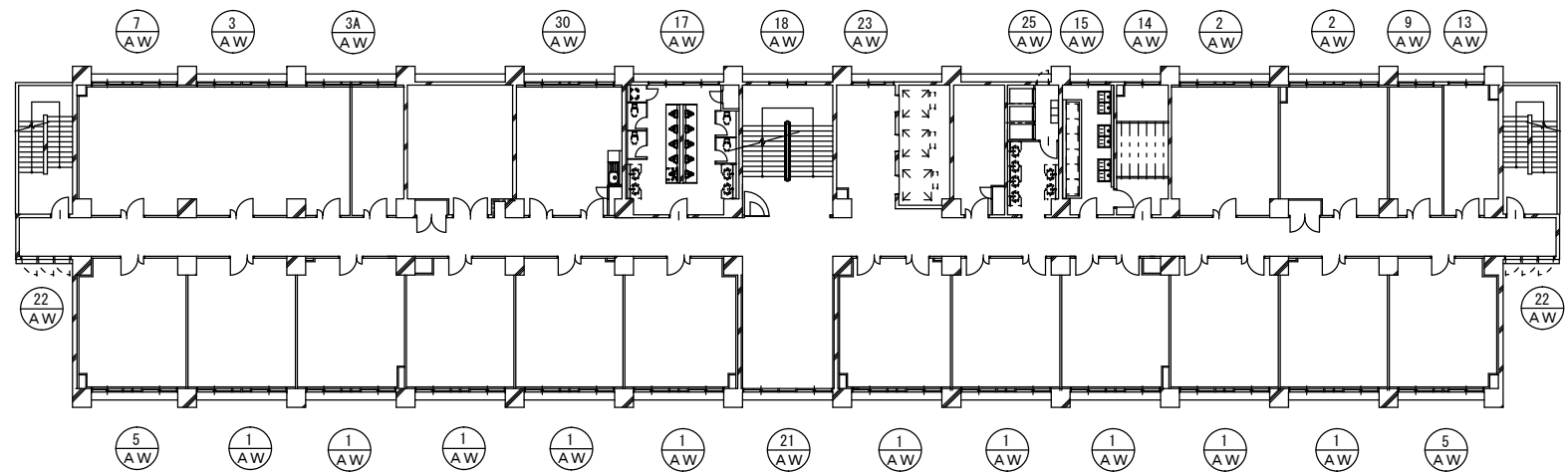


【 2 階 平 面 図 】

件 名	本部隊舎窓ガラス清掃	図面番号	7/10
図 名	本部隊舎平面図	縮 尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		R 8 . 6 .	

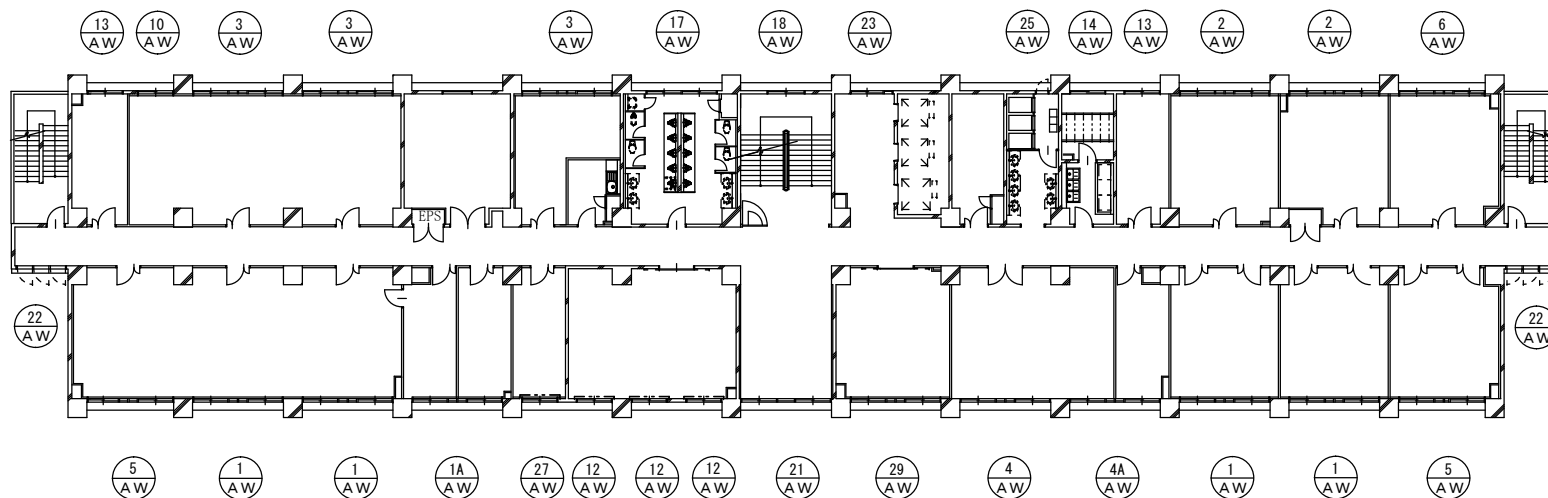


【 3 階 平 面 図 】

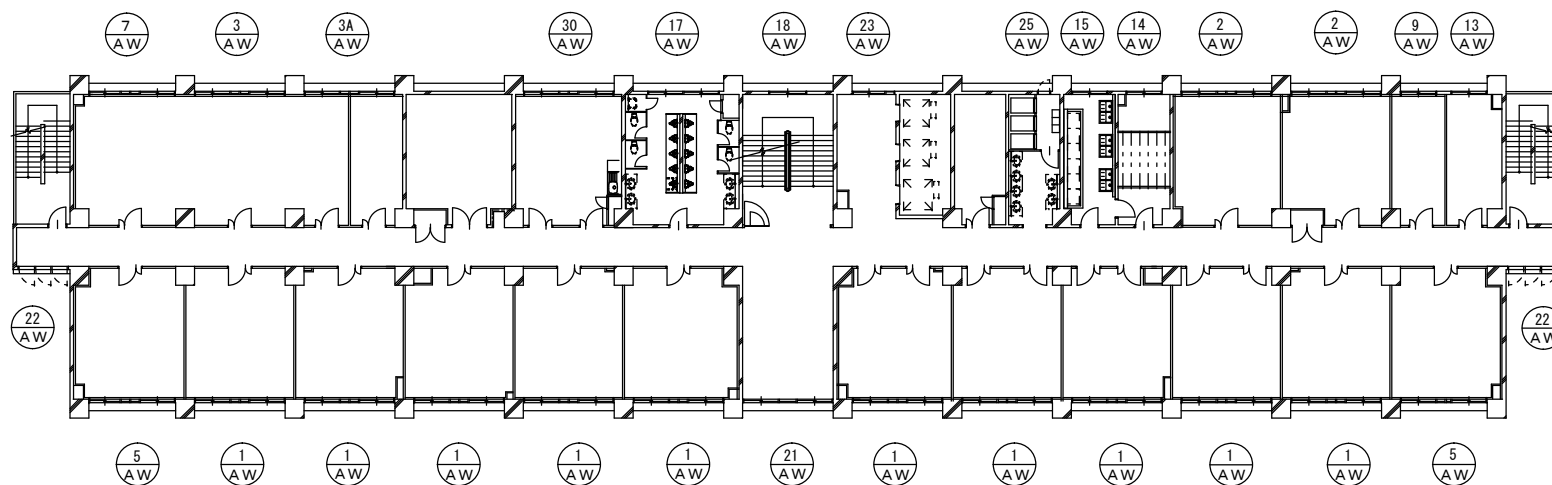


【 4 階 平 面 図 】

件 名	本部隊舎窓ガラス清掃	図面番号	8/10
図 名	本部隊舎平面図	縮 尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊			R 8 . 6 .

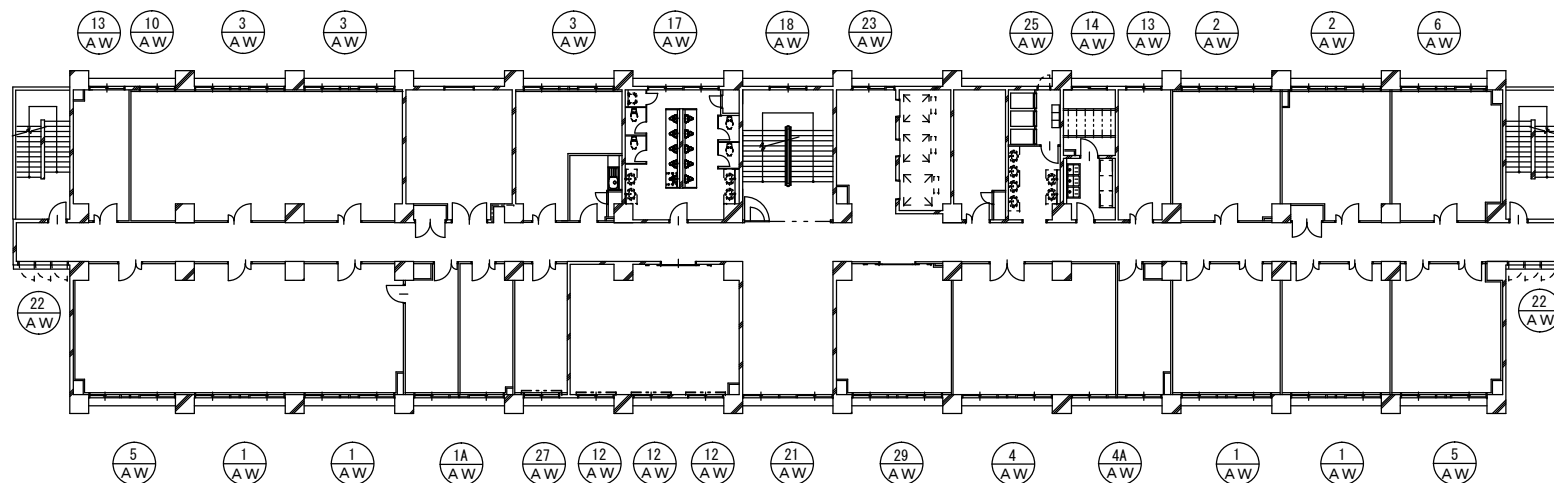


【 5 階 平 面 図 】

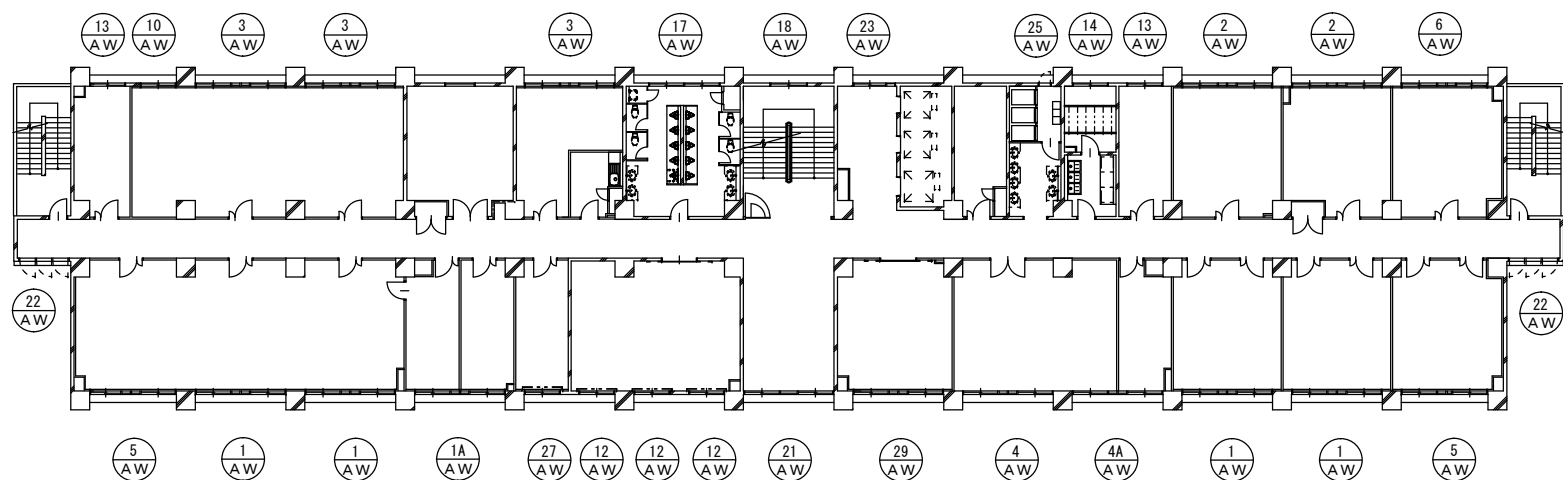


【 6 階 平 面 図 】

件 名	本部隊舎窓ガラス清掃	図面番号	9/10
図 名	本部隊舎平面図	縮 尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		R 8 . 6 .	



【 7 階 平 面 図 】



【 8 階 平 面 図 】

件 名	本部隊舎窓ガラス清掃	図面番号	10/10
図 名	本部隊舎平面図	縮 尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		R 8 . 6 .	